

令和 2 年 5 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和2年5月14日 午後 2時00分
閉 会 令和2年5月14日 午後 3時15分

2 出席委員等

橋本教育長 上原委員 安藤委員
千 委員 小畠委員 安岡委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長	山本 教育監
大路 管理部長	山口 指導部長
安達 管理部理事	石澤 総務企画課長
栗山 学校教育課長	村田 高校教育課長
下村 総務企画課主幹兼係長	片又 総務企画課主幹兼係長
岡 総務企画課副主査	

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

4月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 第24号議案 令和2年4月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和2年4月府議会臨時会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案1件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

今回の教育委員会関係の補正予算は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校の臨時休業等に対応するものとして、主要事項が7件であり、補正予算額は10億4,500万円、補正後の予算総額は1,292億9百万円である。

その内容の一つ目は、「「学びの保障」事業費」で5億5,400万円である。学校の臨時休業による児童生徒の学習を速やかに実施するため、YouTubeによる解説画像の配信やグループウェアを活用した家庭学習の支援を実施することとしている。また、自習に不慣れな小学校の低学年に対して、児童向け図書の配付を行い、読書を通じた家庭学習を支援するものである。学校再開後に向けては、感染防止対策として、ＩＣＴを活用した教室分散授業を実施することとしており、そのために必要な機器の整備、そして、小・中学校においては、学習のつまずきを防止するための補習に対応するため、学習支援員を追加配置するものである。

次は「スマートスクール推進事業費」で6,100万円である。この事業については、今年度の当初予算、さらには、国の経済対策に対応した昨年度の2月補正予算で計上したものであるが、今回は家庭学習の支援や通信手段の速やかな整備が必要であることから、計画を前倒しで実施するものである。

次は「心のケア緊急対策事業費」で1億7,200万円である。学校休業期間中や学校再開後における児童生徒・保護者等の心のケアを一層充実させるため、小・中学校や高等学校、特別支援学校におけるスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーについて、派遣回数を拡充するものである。

次は「学校衛生環境緊急対策事業費」で2億7,500万円である。学校再開後の学校衛生環境を確保するため、府立学校において、マスクや消毒液等を追加配備するほか、特別支援学校におけるスクールバスの過密化防止を図るため、

運行の増便等を実施するものである。

次は「高校生等修学支援事業費」で4,000万円である。授業料以外の教育費の負担軽減のために、既に支給している奨学のための給付金について、新型コロナウィルス感染拡大による経済状況の悪化等により、家計が急変した家庭の高校生等が安心して学ぶことができるよう、その支給対象を追加するものである。

次は「学校給食休止対策事業費」で100万円である。3月の全国一斉学校臨時休業により、府立の特別支援学校等における学校給食を中止したことによって生じた事業者の食材費等の負担に対して助成を行うものである。

最後は「文化・スポーツ施設新型コロナウィルス感染症対策費」で3,900万円である。この予算は、京都府立の全ての施設が対象となっており、教育委員会関係はその内300万円で、府立山城郷土資料館と府立丹後郷土資料館で感染防止対策の資材を整備するといった内容である。

【質疑応答】

○ 上原委員

「スマートスクール推進事業費」における府立中学校等の生徒用タブレット端末の整備前倒しについて、見通しはどうか。また、そのタブレット端末は生徒に渡すものなのか。

○ 山口指導部長

タブレット端末の整備については、令和5年度までに順次整備する計画であったが、それを今年度中に全て整備するために前倒しされたものである。なお、タブレット端末は貸与するものである。

○ 上原委員

タブレット端末を生徒が持ち帰ることはできるのか。

○ 山口指導部長

持ち帰りについては学校によるが、禁止するものではない。

○ 上原委員

今後、新型コロナウィルスの再度の感染拡大により、再度、学校が休業となった場合、タブレット端末を持ち帰って自宅で使用することは可能か。

○ 山口指導部長

可能であると考えている。

○ 上原委員

「学校衛生環境緊急対策事業費」におけるマスク等の学校への配備については、教職員用か。児童生徒用も含まれているのか。

○ 石澤総務企画課長

マスクの配備は、教職員、児童生徒を含めたものであり、児童生徒については、登校時にマスクを付けていない場合やマスクを紛失した場合などに対応できるよう配備するものである。

○ 上原委員

マスクについては、そういった場合に備え、学校に常備するということか。

○ 石澤総務企画課長

そのとおりである。

○ 橋本教育長

タブレット端末の整備については、京都府だけで約10万台だったと記憶しており、現状では手に入りにくく、見通しについて確たることは言えない状況である。

○ 安藤委員

「学校給食休止対策事業費」の財源において、その他はどのようなものか。また、市町の小・中学校も対象なのか。

○ 石澤総務企画課長

財源については、100万円の歳出予算に対し、その他の財源として75万円を計上しており、学校給食会からの助成を諸収入として計上しているものである。

また、この予算の対象の学校は、府立特別支援学校11校のほか、東舞鶴高校浮島分校を想定している。

○ 橋本教育長

市町の小・中学校は、この予算に含んでいない。なお、市町の小・中学校の給食で助成が必要であるとの話は聞いていない。

○ 安岡委員

「学校衛生環境緊急対策事業費」における府立学校への衛生用品の配備において、学校検診で必要と思われるグローブ、フェイスシールド等も予算に入っているのか。

○ 石澤総務企画課長

そういう検診用品の配備も含め、計上している。

○ 安岡委員

「心のケア緊急対策事業」は重要であるが、スクールカウンセラー等の人員は足りているのか。

○ 栗山学校教育課長

現在は大丈夫であるが、学校が再開してくると不足する可能性もある。できるだけそうならないように、臨床心理士会とも調整していきたい。

○ 上原委員

「スマートスクール推進事業費」の中で、「Wi-Fi環境がない低所得世帯の家庭にLTE通信環境（モバイルルーター）を提供」と記載されているが、対象の学校に府立高等学校は含まれていないのか。

○ 山口指導部長

含まれていない。

○ 上原委員

遠隔授業は高等学校の方が意味があると思うが、今後、そのあたりについてはどう考えるのか。

○ 橋本教育長

高等学校については、基本的にはスマートフォンの活用ということで多くの生徒は対応できるが、使えない環境の家庭もあり、その場合は学校にある機械を貸し出すことも考慮している。

イ 陳情・請願の受理状況について

(ア) 教科書採択に関する要望書について

【栗山学校教育課長の報告】

- 京都教科書問題連絡会議から、要望書が提出された。今回の要望内容は、主に教科書採択について、多くの府民や教職員の意見を取り入れるべきというものである。要望内容を報告する前に簡単に教科書採択をめぐる状況や仕組みについて説明する。

教科書採択については、今年度、令和3年度からの中学校での新学習指導要領の全面実施に向け、すべての教科の教科書採択を行うという状況である。

教科書採択は、各地域で開催される教科書採択地区協議会において、その地域内で使用する教科書の採択について協議が進められ、同じ採択地区内の市町教育委員会は、制度上、同一の教科書を採択することとなっているので、協議会で決定された教科書は各市町の教育委員会で例年8月31日までに採択されることになっている。

次に要望の概要等について報告及び説明を行う。

要望1は、現在、京都府の教科用図書選定審議会で作成している選定資料について、平和と人権などの観点からバランスのとれたものにするよう要望されている。

選定資料とは、京都府が教科書の採択権者にあたる市町教育委員会等に指導、助言を行う際に作成している各教科書の特徴をまとめた資料であり、総合的なバランスも含めて採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めている。

要望2は、より多くの教職員が教科書の調査研究に関与できるよう要望されているもので、要望2の①では、京都府教育委員会が府民に向けて実施する教科書展示会に、教員が出向けるようにするとともに、見本本を各学校に回覧させるよう要望されている。

教科書展示会については、平成27年度から教育局の展示終了時刻を平日は午後5時15分から同7時に延長し、平成28年度からは府立図書館を展示会場に追加し、従来は教育局における平日のみの展示であったところを土曜日も閲覧できるよう既に拡充を図っているところである。

また、見本本の取扱いについては、各市町教育委員会に配付されている数が限られている中で、一部市町においては移動展示会のほか、図書館や公民館等で展示を行うなど、教職員のみならず広く地域住民が展示会に参加できるよう工夫いただいている。

府とは別に市町において教科書展示会を開催でき、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民が、展示会に参加できるよう工夫すべきことを指導しており、実態として八幡市、舞鶴市、京丹後市にあっては独自に実施していただいている。

要望2の②では、すべての教員が見本本を閲覧した上で各学校からの報告書を作成し、教科書採択における正式な資料として位置づけることを要望されている。

教科書採択に当たり、どういったものを参考するかは、各採択地区協議会での運営に関わるものとして、それぞれの協議会において判断されるものと考えているが、見本本の閲覧については、先ほども説明したとおり、教職員も含め地域住民の方々に展示会に参加いただけるよう工夫しているところであり、また、教育局で実施する展示会では、来場者へのアンケートを実施しており、協

議会の場でアンケート結果の概要が説明されているところである。

要望2の③では、教科書の調査研究を行う調査員について民主的に選出されることを要望されている。調査員については、教員経験を総合的に判断し、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員を任命している。

要望3の①では、府が主催する教科書展示会の会場増設や時間延長、また、閲覧者の意見を書く用紙の確実な設置について要望されている。

先ほども説明したとおり、教科書展示会については各教育局での平日の時間延長を行うとともに、府立図書館を会場とするなど、既に拡充を図ってきたところである。

また、教育局で実施する展示会では、来場者へのアンケートを実施しており、協議会の場でアンケート結果の概要が説明されている。

要望3の②では、市町村に対して教科書展示会の充実を働きかけるよう要望されている。

京都府教育委員会としては、本年4月、市町の教育委員会に対して発出した教科書採択に関する通知の中で、府とは別に市町において教科書展示会を開催でき、移動展示会のほか、図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民が展示会に参加できるよう工夫すべきことを指導しており、説明したとおり、八幡市、舞鶴市、京丹後市にあっては独自に実施いただいている。

要望4は、地域ごとに市町が実施する採択地区協議会についての市町村への働きかけへの要望であり、要望4の①では、採択地区協議会の傍聴を認めることを要望している。傍聴も含め、各協議会の運営についてはそれぞれの協議会において判断するものであると考えているが、一般的には協議会の傍聴については、教科書採択についての率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、会議を公開するのは難しいと考えている。

要望4の②では、現在、京都府の教科用図書選定審議会で作成している選定資料を教科書の採択までに公開することについて要望されている。

平成29年度から選定資料を採択期限の8月31日より前に公開することとし、昨年度は7月上旬にホームページ上に公開した。今年度についても、同様に対応したいと考えている。

要望4の③では、教科書採択に当たっては、地区内のすべての教職員の意見を集約し、採択に反映できる仕組みを設けることを要望されている。

教科書採択は、法律上、協議会の決定や、それに基づく学校を設置する教育委員会の採択で行われることとなっており、仕組みを変更することは困難であるが、教科書展示会等でいただいた教職員を含む府民のアンケート結果等が協議会の中で活用されている。

要望5は、各採択地区協議会の会議の議事録を含め、採択地区協議会で決定された内容の公表を市町村教委に指導するよう要望されている。

法令等で公表の努力義務が規定されているものは、教科書の種類、教科書を採択した理由、教科書研究のために作成した資料、採択地区協議会の会議の議事録を作成した場合はその議事録となっており、引き続き適宜指導、助言をしていきたい。

【質疑応答】

○ なし

ウ 新型コロナウィルス感染症について

【山本教育監の報告】

- 最初に京都府新型コロナウィルス感染症対策本部による「新型コロナウィルス感染症に係る京都府の対応状況」について報告する。

教育関係については、同対応状況の資料の8ページに「小中学校、高校等の臨時休業等」で示しているが、これについて少し補足説明する。

ご承知のとおり、4月16日に全都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、特に京都府は特定警戒都道府県と位置づけられた。さらに、5月4日には緊急事態宣言が5月31日まで延長されることとなり、現在、それに基づき、府立学校については、5月31日まで休業を実施しているところである。

休業中は、教科書等に基づく学習課題を出したり、登校日や希望した生徒が課題への質問等のため登校できる登校可能日を設定したりするとともに、ICTも活用しながら学習保障の取組を進めているところである。

また、小・中学校の児童生徒への支援として、特に思考力・判断力・表現力等の育成に活用できる「京都府教育委員会からの挑戦状」という教材を作成している。各教科の単元ごとを基本に正解が1つに定まらない課題解決型を含み、4段階の難易度別に星を付けて作成し、これを市町教育委員会にも紹介し、ホームページにも挙げている。

特別支援学校の児童生徒に対しても、YouTubeを利用して家庭学習の支援を行っているところである。

こうした対応を進める中で、全国的に学校の休業が行なわれている状況において、今後の教育活動をどのように進めるべきかについて、5月1日付けで文部科学省の「学校における新型コロナウィルス感染症の対策に関する懇談会」から提言がなされており、それについて説明する。

基本的な考え方は、同提言に「本感染症については、今後長期間にわたって、新規感染者が生ずることも念頭に置いて一定の行動変容が求められており、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期にわたることも考えられる。」、

「このような状況（長期間にわたること）を踏まえると、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続ければ、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることになる。」、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスと共に生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考え方方が重要である。」、「その際、緊急事態宣言の対象区画は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である。」と示されている。

次に同提言に基づき、5月1日付け文部科学省初等中等教育局長から通知

が発出された。同通知には、感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行う上での工夫の在り方について具体的に示されている。

まず一つ目は、「分散登校日の設定について」である。学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、感染対策を徹底した上で、分散登校を行い、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要であるとされている。

その際、進路指導の配慮が必要な小学校6年生や中学校3年生が優先的に学習活動を開始できること、併せて、教師による対面学習支援が特に求められる小学校1年生にも配慮すること、また、高等学校においても、進学や就職を控えた3年生に配慮することが示されている。

さらに、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないこと、重篤化する基礎疾患を有する児童生徒が多いこと、スクールバスで一斉に登校すること等の課題を踏まえ、学校教育活動の再開については、児童生徒の障害の種類や程度を踏まえた慎重な検討が必要であることが示されている。

具体的なことでは、身体的距離を1~2メートル確保すること。時間帯、日によって登校する学年や学級を順次変えることなど、すなわち分散して登校することも記載されている。

二つ目は、「各教科等の指導における感染症対策について」である。各教科の指導については、感染の可能性の高い学習活動、例えば、音楽における狭い空間や密閉状態の歌唱指導や家庭科における調理等の実習、保健体育科等における授業について工夫することが示されている。

三つ目は、「長期休業期間における登校日の設定等について」である。児童生徒が登校できるようになった時点で、補充のための授業や補習を実施すること、その際、時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮などを行うことが考えられると示されている。また、その際には、児童生徒や教職員の負担が過度にならないよう配慮することが示されている。

最後は、登校日の実施の工夫例として、①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例、②学級ごとに登校曜日を分けた場合の例、③学年ごとに登校曜日を分けた場合の工夫例が示されている。

今後は、この通知の趣旨を踏まえ、府内の発症状況、また、知事が示される京都府モデル指標による行動自粛、休業要請等の段階的緩和の状況を踏まえ、例えば、感染者が全く出ていない、また、長期間出ていない地域の府立学校については、周辺地域の状況も考慮した上で、学校教育活動の段階的な再開を目指していくことを考えている。

また、休業中であっても、感染リスクに十分配慮した上で分散登校を実施するなど、実施可能な取組から進めていきたいと考えている。

なお、進めていく中で、学校の児童生徒や教員が感染したり、地域でクラスターが発生するなど、感染リスクの高まりが懸念される場合には、再度の休業を含め、速やかな対応に努めたいと考えている。

【質疑応答】

○ 上原委員

授業を回復するために土曜日に授業を設定した場合、教職員の負担がかなり増えると思うがどう考えているのか。

○ 前川教育次長

年度当初から土曜日に授業をする予定のない学校が、コロナウイルスでの休業に関して土曜日に授業をする事は認めていない。

○ 橋本教育長

土曜日に授業を設けた場合には、振替措置を取る事になっているが、実態としては振替日が取得しにくいこともあります、追い詰められた場合は別として、安易に土曜授業で何とかしようという方向には持っていないと考えである。

○ 小畠委員

府内の地域ごとの感染状況を踏まえて学校再開を決定する場合、京都府の専門家会議の議論を踏まえて行っているのか。

○ 橋本教育長

地域ごとの具体的な再開方法などの細かいレベルのことは専門家会議で扱う内容ではないが、これまでも行ってきた休業にするかどうかの判断などは常に専門家会議のご意見をいただいている。

○ 小畠委員

「京都府教育委員会からの挑戦状」について、学校はどのように活用するのか。また、保護者は子どもに対してどのように指導するのか。

○ 栗山学校教育課長

ヒントや保護者向けのメッセージは記載しており、一緒に考えていただくほか、登校日に教材として活用していただくことを想定している。

○ 小畠委員

保護者は課題解決学習の経験がないと思うので、保護者向けの説明があつた方がいいと思う。

○ 栗山学校教育課長

いろんな意見をいただいている。今後の改善につなげたい。

○ 橋本教育長

それについては、一応家庭学習教材としているが、学校再開後も学校での授業の中で大いに活用していただこうという狙いも含めて取り組んでいるものである。この取組は、他府県からも注目され、他府県の学校で使われているようである。ご意見のとおり、保護者による子どもへの指導が難しいところがあるようにみえるが、一緒に考えるという姿勢が一番大事だと思う。

○ 上原委員

保護者からは、家庭で学習を指導する中で、こういう視点が大事であるというような、保護者向けの発信があれば嬉しいという声を聞いている。

○ 千委員

現在、休業が続き、いろいろと大変であるが、新型コロナウイルスの感染が収束しても、第2波が予測される。そうした中で、子どもたちの学習のことを考えなければならないが、働き方改革も進める中で教職員に重荷を負わしたくはない。こうした事態において、今年はもうこの程度と思わなければならぬのかと感じる。

○ 橋本教育長

これからすぐに学校を再開し、それが継続できるのなら、それほど心配はないと思うが、この先、第2波、第3波が来て、また、臨時休業しなければならないとなったときは確かに厳しい状況が予想される。文部科学省においても、

一部新聞報道されているが、2年3年かけて授業の遅れを取り戻すといったようなやり方をこれから示そうとされている。休業で授業ができなかつたという時間のみに囚われず、学習の中身が肝心だと思う。授業の中での濃淡の付け方や、家庭で学習をさせていることとのつながり方を見いだす、あるいはその順番を変えたり、また、次年度に送れる部分を送ったりとか、工夫の仕方はいくつかあると思う。それを現場の方で安心できるように示すことが大事だと思う。

○ 小畠委員

そういう意味ではオンライン授業を可能にすることが大事である。タブレット端末を整備する予算はあるが、無い物をどのように配分し、どこで重点的に始めていくとか、そういったプランも考えなければならない。私立学校と公立学校に学力差が出てくると言う人もいる。それはオンライン授業ができるか否かの差みたいなことになる。

○ 橋本教育長

ご意見のとおりで、第1波のときには間に合わなかったが、この先の第2波第3波を考えると、その時には一定のオンライン学習を行うことが不可欠である。その場合も、ある程度は時間割に沿っていかなければ、自分で好きなように自宅で学習するようにしても厳しいものがある。次の長期休業のときには、そういう形のオンライン学習がしっかりできる体制を整えていく必要があると思う。今も着々とその準備に向けて進めているので実現していきたいと思っている。

エ 令和2年3月府立高等学校卒業者の進路状況について

【村田高校教育課長の報告】

○ 最初に令和2年3月府立高等学校（全日制課程）卒業者の大学入試合格状況について報告する。

府立高校生の大学入試合格状況は、前年対比で合格者延べ数は国公立大学が微減、私立大学は大幅に増加で、卒業者に対する合格者実数の割合は国公立大学、私立大学ともに増加している。

具体的には、国公立大学の合格者延べ数は1,289人で、前年より7人の減少であるが、卒業者数が減少しており、卒業者に対する国公立大学合格者実数の割合は12.1%と前年より0.4ポイント増加している。

私立大学の合格者延べ数は11,588人で、前年より566人増加し、卒業者に対する私立大学合格者実数の割合は53.6%で、前年より1.8ポイント増加している。

過去3年の合格者の推移、また、国公立大学合格者延べ数の推移についても資料に載せているのでご覧いただきたい。

大学別状況（延べ数）においては、主な国公立大学では、現役生の東京大学の合格者数は前年対比で減少したが、京都大学及び大阪大学の合格者数は前年よりも増加している。また、神戸大学・京都府立医科大学の合格者数は減少しているが、京都府立大学の合格者数は増加となっている。

京都大学、大阪大学、京都府立大学は、それぞれ現役・過年度の合計によるが、過去3年間では最多となっている。

資料には、主な私立大学の合格者の増減も載せているので、併せてご覧いた

だきたい。

続いて、府立高等学校卒業者の就職内定状況について報告する。

京都府の求人倍率は、2年連続で3倍を超える、府立高校生の全日制・定時制合計の就職内定率は、前年より0.3ポイント減少し、98.6%となつたが、7年連続で98%を超える良好な状況であった。

令和元年度の京都府の求人数は、6千人を超え、高卒求人倍率3.30倍は、1月末時点の値として、調査開始以来最高の値となり、事業所の採用意欲が高く、好調な求人状況の中、各校では順調に就職活動が展開された。

令和元年度は、前年度より卒業者数が434人減少し、就職希望者も減少しているが、卒業者数に対する就職希望者の割合は前年度並みで、就職内定者数は1,240人、未内定者は17人となっている。

未内定者17人の生徒については、高等学校就職支援教員やハローワーク等とも連携を取りながら、内定に向けての指導を継続している。

京都府では、求人倍率が直近10年間で最高となるなど、就職を希望する生徒にとっては恵まれた状況であった。

一方、本年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で雇用情勢の悪化が懸念されるが、各種関係団体と連携を取りながら、内定が実現するよう支援をするとともに、実践的なキャリア教育を推進することにより、生徒に社会人として必要な能力を身に付けさせるよう努めていく。

【質疑応答】

○ 小畠委員

新型コロナウイルス感染拡大で打撃を受けている業種は、飲食・宿泊・観光等であるが、高校生の来年の就職を考えたとき、そういうダメージの大きい業種にどのぐらいの割合で高校生が就職しているのか、産業別の分布のようなものはあるのか。そういうものを見していくと、来年に向けて今行おうとしている就職活動がどうなるのか、大体見えてくるように思う。

○ 村田高校教育課長

今、手持ちの資料ではなく、そのような形でまとめたものがあるかどうか、この場では不明であるが、一定の何か追跡できるデータはあるかもしれない。

○ 橋本教育長

感覚的には、製造業は割と低く、サービス産業が多い。とりわけ、宿泊・観光といったところ、あるいは商業関係などが比較的多かったという印象を持っている、影響が懸念されると思う。

○ 上原委員

新型コロナウイルス感染拡大の中、今年就職した高校生が、4月1日付けて入社できて働けているのか、そういう調査はしているのか。

○ 村田高校教育課長

正式に調査をかけてはいないが、採用取消のような事態が起こった場合には報告を受けることになっている。今、何人そういった方が出たのかということは正式には掴めていない。

○ 小畠委員

4月1日に会社に行ってない人は多いと思う。例えば、私どもでも、4月1日に入社式を行なわず、入社の辞令を送って給与は支払っている状況である。

今は出社しても仕事もなく、また、集合の研修もできず、遠隔による在宅勤務の会社が多いと思う。だけど、入社の取り消しまで行っている会社はないと思う。

○ 橋本教育長

確かに内定取り消しは1件だけあった。

オ 令和2年度教育委員会重点目標について【非公開】

(4) 議決事項

ア 第22号議案 京都府いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について【非公開】

[原案どおり可決]

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

